

18年以前に作成

自分でケアプランを立てる人のために

介護保険における居宅サービス計画は専門家である居宅介護支援事業所のケアマネジャーに立ててもらわなくても自分で立てることも可能です。

もし、自分で計画を立ててみようと思われる場合は次の事に注意し、担当職員に相談しながら計画を立てて下さい。

では、下記の手順に従って作業をすすめて下さい。

1. 要介護度の確認をして下さい

自宅に郵送されている要介護認定・要支援認定等結果通知書に書かれています。

2. 今、介護していく上で何に困っておられますか(書き出してみてください)

3. 困っておられる事が明らかになれば、次は利用を希望されるサービスです

4. 利用される給付サービスはなんですか。検討してください、できれば1つのサービスで同じ内容の方が、事務が煩雑にならなくてすみますので、自分でケアプランを立てることも可能です。いいかえれば、複数のサービスを複数回、利用される場合は事務が煩雑になるため、居宅介護支援事業者に計画を立ててもらわれることをお勧めします。

5. 最初は1つの給付サービスの利用でよかったが、状態が変化したことにより、希望がひろがり、複数のサービスを利用希望された時に、居宅介護支援事業者に計画を依頼してもよいのです。途中から計画の依頼をすることもできます。

6. 要介護度にあう給付金額の範囲内でサービスを利用して下さい

(上限額を越えると保険給付がうけられません。実費金額(10割負担)になりますので注意が必要です。

利用希望されるサービスの介護給付報酬額がいくらか、確認してください。

窓口で介護報酬表を必ずもらって下さい。

7. では事務手続きについてです。

基本的には毎月同じことの繰り返しです。

- ① すこやかセンターに「サービス利用表」を提出します すこやかセンターに提出するのを忘れた場合は、10割を立て替え払いして、後で9割を返金してもらうことになります。

「サービス利用表」は控えをすこやかセンターで保管します。原本は利用者の方が保管して下さい。利用の実績欄はサービスを提供する事業者が記入します。

- ② 利用を希望されるサービス事業所(例えば、ヘルパー事業所 デイサービスセンターなど)にサービス提供票を提出します

①と②の利用回数(時間)は基本的に同じです。

- ① サービス利用票と② サービス提供票は最初に1部お渡しします。2回目以降は自分でコピーして下さい。
- ② 給付管理票(全体の利用内容をまとめたもの)については、守山市が作成し、国民健康保険団体連合会に提出しますので直接関係はありませんが、利用の実績が当初の計画と異なった場合は、電話等で守山市に報告してください。
- (① ② ③の金額が異なる場合 利用されている施設に介護保険から9割が支払われなくなります。)
8. サービスの計画のみは自分で作成し、給付管理をケアマネに依頼することも可能です。
9. 当初は自分で作成し、月半ばで介護支援専門員に依頼することもできます。
10. サービスの計画については、すこやかセンター、在宅介護支援センターまでご相談下さい。

問い合わせ先

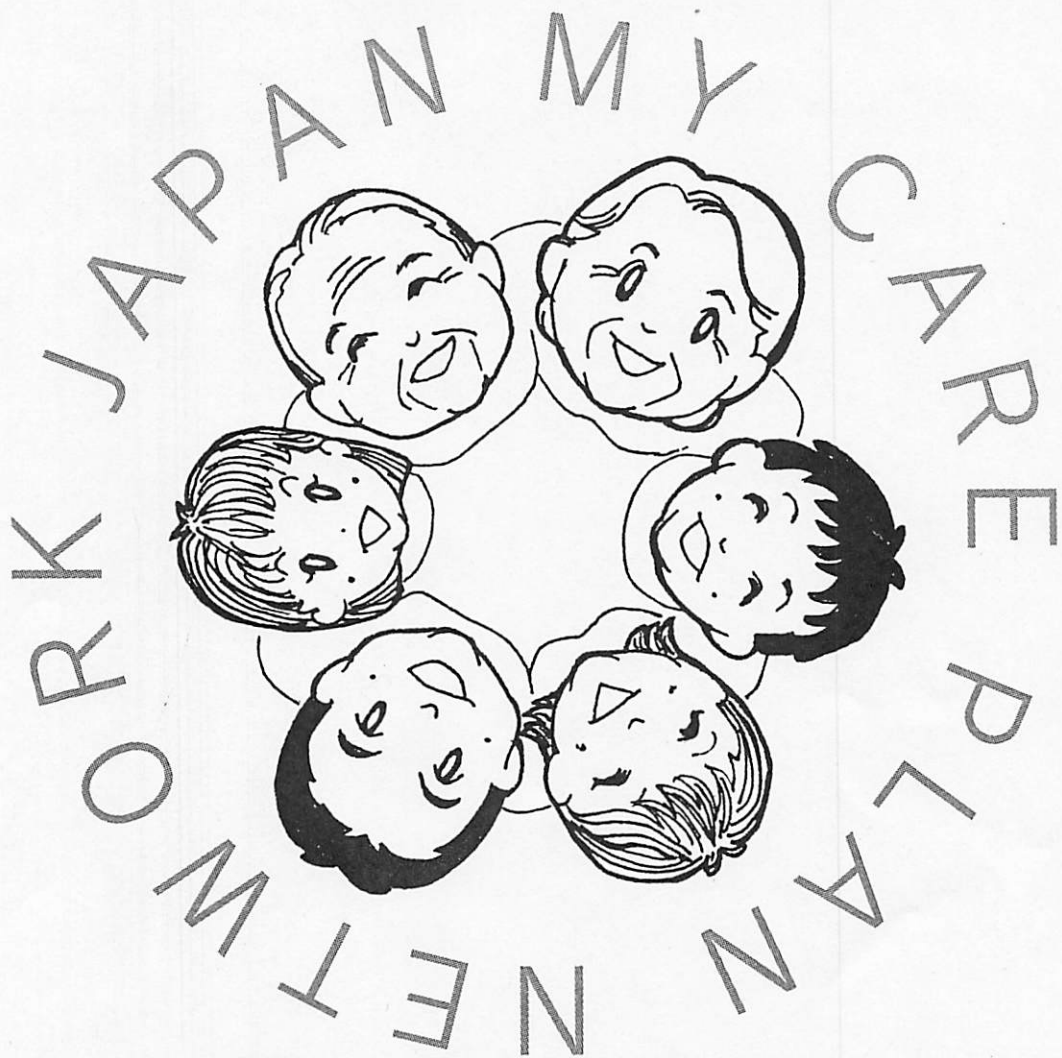
高齢福祉課 介護保険グループ

TEL 077-582-1127

～マイケアプランのための～

あたまたの整理箱

ケアプランを自分で立てよう!



全国マイケアプラン・ネットワーク



小太郎

ケアプラン自己作成のための
●入門と実践ガイド●



私にもつくれます マイケアプラン

京都市社会福祉協議会

マイケアプラン研究会 編

介護サービスと
楽しく上手に
つきあうために

ケアプラン自己作成のための
●入門と実践ガイド●



私にもつくれます マイケアプラン

マイケアプラン研究会 編

介護サービスと
楽しく上手に
つきあうために